

議 事 録

※用語の定義

条例：寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

規則：寒川町指定管理者選定委員会規則

会議名	平成28年度第1回寒川町指定管理者選定委員会会議																																
開催日時	平成28年10月26日（水） 午後1時5分～午後4時45分																																
開催場所	寒川町役場本庁舎2階 災害対策本部室																																
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	<p>《出席委員》9名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;">学識経験者 [条例第12条第3項第1号]</td> <td colspan="2">企業経営に識見を有する者 [規則第2条第1項第1号]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公認会計士</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>社会保険労務士</td> <td></td> </tr> <tr> <td>行政運営に識見を有する者 [規則第2条第1項第2号]</td> <td colspan="2">神奈川大学法学部准教授</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">寒川町まちづくり推進会議の代表</td> </tr> <tr> <td>町職員 [条例第12条第3項第2号、規則第4条第2項]</td> <td colspan="2">常盤副町長（委員長）</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">深澤企画政策部長（副委員長）</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">小島総務部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">古谷福祉部長（文化福社会館の所管部長）</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">小泉教育次長（公民館の所管部長）</td> </tr> </table> <p>《対象施設の職員》 高橋郁夫（対象5施設の館長）、小川功（町民センター主査）、高橋正（北部文化福社会館・北部公民館副主幹）、大鷲靖幸（南部文化福社会館・南部公民館主査）</p> <p>《事務局職員》企画政策部企画政策課 高橋陽一（課長）、吉田史（主査）、三澤功一（主任主事）、赤崎平（主任主事）</p>			学識経験者 [条例第12条第3項第1号]	企業経営に識見を有する者 [規則第2条第1項第1号]			公認会計士			社会保険労務士		行政運営に識見を有する者 [規則第2条第1項第2号]	神奈川大学法学部准教授			寒川町まちづくり推進会議の代表		町職員 [条例第12条第3項第2号、規則第4条第2項]	常盤副町長（委員長）			深澤企画政策部長（副委員長）			小島総務部長			古谷福祉部長（文化福社会館の所管部長）			小泉教育次長（公民館の所管部長）	
学識経験者 [条例第12条第3項第1号]	企業経営に識見を有する者 [規則第2条第1項第1号]																																
	公認会計士																																
	社会保険労務士																																
行政運営に識見を有する者 [規則第2条第1項第2号]	神奈川大学法学部准教授																																
	寒川町まちづくり推進会議の代表																																
町職員 [条例第12条第3項第2号、規則第4条第2項]	常盤副町長（委員長）																																
	深澤企画政策部長（副委員長）																																
	小島総務部長																																
	古谷福祉部長（文化福社会館の所管部長）																																
	小泉教育次長（公民館の所管部長）																																
議 題	<p>(1) 指定管理者候補者の選定に係るプレゼンテーションの実施                  《対象施設》 寒川町民センター                  寒川町北部文化福社会館・寒川町北部公民館                  寒川町北部文化福社会館・寒川町北部公民館                  （3館一括指定）</p> <p>《実施団体》 4団体</p> <p>(2) 審査結果                  (3) その他</p>																																
決定事項	条例第4条第2項の諮問に対する答申（委員会としての審査結果）の確定																																
公開又は非公開の別	非公開	非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む）	委員の率直な意見の交換及び意思決定の中立性を確保するため [規則第7条]																														

## 議事の経過

### ○開会

- \*委嘱状の交付
- \*委員自己紹介・事務局職員紹介

### ○議題

(事務局) それでは、議事に入ります前に、会議運営に関して、事務局から2点ほど確認をさせていただきたく存じます。

まず1点目ですが、本委員会の会議につきましては、委員会規則第7条により非公開となっておりますことから、委員の皆さまの氏名や肩書きを、積極的にHP等で公表することは現時点では考えておりません。しかしながら、今後、議会での質疑や、寒川町情報公開条例に基づく公文書公開請求があった場合には、必要に応じて皆さまの氏名等を公表することになりますので、ご承知おきください。

次に2点目ですが、応募団体に関する情報の公表についてでございます。応募いただいた団体につきましては、審査の結果、候補者となった第1位の団体と次点の第2位の団体までは、その名称を公表してまいります。第3位以下につきましては、当町の情報公開条例の規定に基づき、当該団体の不利益情報になりかねないとの判断から、その名称を公表しておりませんので、委員の皆さまにおかれましても、応募団体の名称等につきましては、口外されないようお願いいたします。

#### (1) 指定管理者候補者の選定に係るプレゼンテーションの実施

(委員長) 今回の案件である町民センター、北部文化福祉会館及び北部公民館、そして南部文化福祉会館及び南部公民館の3つの施設の候補者選定に関するプレゼンテーションと選定の流れについて、事務局より説明をお願いします。

(事務局) それではこれまでの経過と選定の流れについてご説明いたします。

まず、これまでの経過ですが、公募により指定管理者候補者を選定することとした教育委員会所管の寒川町立3公民館及び町長部局の高齢介護課所管の南・北文化福祉会館、この2種3館の併設施設につきまして、3館一括した指定管理の募集に関し、募集要綱を9月1日から配付いたしました。

その後、10月14日の申請書提出期限までに4団体からの応募があり、所管におきまして提出書類に不備がないかどうかを確認のうえ、4団体からの申請を受理する旨の決定を行い、本日のプレゼン実施に至っております。

続きまして、審査の流れについてですが、応募団体ごとに30分間の時間を設けておりまして、プレゼンが20分間、質疑応答が10分間という配分しております。なお、プレゼンの20分間につきましては、終了3分前にこちらから合図を出し、その後、20分になった段階で説明途中であっても終了とする旨、各応募団体には伝えてあります。

1団体が終了するごとに10分間の入れ替え時間を設けておりますので、その間に、委員の皆さまにはお手元にございます採点表の記入をお願いいたします。審査の方法は、右から3つ目の「評価」の欄に5段階評価で記入をお願いします。5段階評価の内訳につきましては、採点表の上段左側に記載しておりますのでご参照ください。記入が終わりしだい事務局で回収させていただきます。

なお、この採点表につきましては、事務局の集計作業後に、一旦お手元にお

戻いたします。他の団体のプレゼンを聞いて、評価を変更していただくことも可能です。変更する場合には、変更した部分が分かるように見え消しで記入していただき、事務局までその旨をお伝えください。委員の皆さまには各団体からのプレゼンを基に、相対的な判断も行っていただければと思います。

最後に審査結果の決定についてですが、4団体すべてのプレゼン終了後に、事務局による最終集計を行います。審査項目は全部で27項目ありまして、項目によって倍率が2倍のものがございまして、合計得点は1人あたり215点満点となります。総合得点としましては、委員が9名おりますので1,935点満点となり、この総合得点で順位付けを行い、最上位となった団体を当委員会の審査結果として町長及び教育委員会に答申いたします。

本日は午後5時の終了を予定しておりまして、長時間にわたる審査となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

(委員長) ただいま事務局から説明のありました審査の進め方に関し、何かご質問等ありますか。

(委員) 審査項目に実績や経験を問う項目がありますが、今回、実績や経験がないと思われる団体があるので、ここはどのように判断すればよいのでしょうか。

(事務局) 過去に別の施設では、経験・実績があることを募集要項で条件付けた場合もあるのですが、今回の施設につきましては、施設の特性や目的を鑑み、門戸を広げるということで経験・実績等の条件付けは行っておりません。しかしながら、実際の審査に当たりましては、経験豊かか否かということは運営に関する一つの基準になると考え項目を設けております。ですので、実績・経験が少ない場合には点数が低くなるという想定でございます。

(委員) 分かりました。

(委員長) 他に質問はございますか。

(委員) 募集要項の仕様書にある「町民センター総合管理業務委託」について、本庁舎との一括契約を引き継ぐことになっていますが、申請書類の中でその部分が金額的にも明記されていない団体があるのですが、その団体の提示金額については、どのように捉えればよいのでしょうか。

(事務局) 事務局でも書類を確認しましたところ、確かにご指摘のような団体がございます。しかしながら、自社で当該一括委託を請け負うとも読み取れますことから、書類だけでは判断できず、本日のプレゼンの内容を聞いてみないと判断できないと認識しております。また、プレゼンの中で、このことに関する説明がなかった場合には、委員の皆さまにご質疑をいただければと考えております。

(委員) 分かりました。

(委員長) 他に質問がなければ、プレゼンテーションに入る前に、審査にあたりまして、指定管理者選定にあたっての対象施設に関する町の考え方、方針、方向性等について、説明を聞きたいと思っております。本日は、対象施設の館長が出席しておりますので、説明をお願いします。

(高橋館長) 寒川町民センター館長の高橋と申します。本日は、お忙しい中、町立公民館等の指定管理者選定につきましてご出席いただき、ありがとうございます。今回指定管理者を募集しております施設は、寒川町民センターとその分室、文化福祉会館と公民館の併設施設が北部地区と南部地区に1館ずつの計3館でございます。3館一括で管理・運営を行える団体の選定につきましてお願いをするところでございます。

寒川町民センターは、地上3階、地下1階の鉄筋コンクリート造で、昭和54年10月に開館し、851席のホールを有する大型公民館となっております。この施設は、有料での一般貸出をしております。また分室として寒川小学校の一部

を公民館として利用し、講座の実施や部屋の貸出をしております、分室につきましては無料となっております。町民センター地下には、食堂施設があり町職員福利厚生会が運営しておりますが、こちらの活用も指定管理者の提案事項としております。寒川町北部文化福祉会館・寒川町北部公民館は、公民館と老人福祉センターとの複合館で、地上2階建て鉄筋コンクリート造で、昭和57年4月の開館となっており、2階の一部を総合図書館北部分室として利用しております。寒川町南部文化福祉会館・寒川町南部公民館も公民館と老人福祉センターの複合館で、地上2階建て鉄筋コンクリート造で、昭和58年4月の開館となっております。こちらも同様に2階の一部を総合図書館南部分室として利用しております。

各館の利用や運営につきましては、各館のサークルと利用団体で構成する利用者の会の協力をあおぎ、講座・教室の開催、運営につきましては、各館に設置しております生涯学習推進員の意見や協力あおぎながら実施しているところでございます。平成29年4月からの管理運営が指定管理者となりますので、施設の維持管理はもとより、運営につきまして、利用者の会や生涯学習推進委員の協力をあおげる体制のある事業者選定をお願いしたいと思っております。このことを踏まえまして、教育委員会定例会におきまして、審査基準項目や重きをおく項目の協議を行い、審査基準表を作成しております。特に6の「利用者の平等な利用が確保できるものであること」、7の「施設の特性に沿った内容となっているか」などの項目を他の項目の評点により相殺されないよう、2倍としております。

また、今回の指定管理者制度導入には、6月議会におきまして、条例の一部改正の議決のおりに付帯決議として、6項目に関して留意するよう求められています。留恵事項の1「指定管理者制度にスムーズに移行し、かつ、指定管理者との円滑な連携が図られるよう、町の体制を確保すること。」につきましては、平成29年1月から3月末までを引継期間とし、協定書で定めます。また、町の体制につきましては、現在、行政組織の見直しをしておりますので、組織見直しに反映して行きたいと考えております。2の「行政運営の効率化を図りつつ、現在行っているサービスの向上に努めるとともに、新たなサービスの充実を図り、多様化する住民ニーズに対応すること。」につきましては、コイン式コピー機のサービス、Wi-Fi無線式インターネット接続サービスの提供を要項、仕様書に明記しております。また、審査基準表では、大項目1の(3)と(6)が該当するように項目を設定しております。3の「これまで公民館運営にご尽力をいただいた住民ボランティアや関係団体と連携を図ること。」につきましては、利用者の会や社会教育団体等との共催事業を行うことを要項、仕様書に明記しております。審査基準表では、大項目5の(1)と7の(1)がこれに該当いたします。4の「職員の雇用にあたっては、現在雇用している臨時職員の採用に努めるとともに、地域雇用に配慮すること。」につきましては、職員採用は、指定管理者が行う採用試験、面接等により新規雇用としますが、現臨時職員の継続雇用に努めることを要項、仕様書に明記しております。審査基準表では、大項目3の(1)が該当いたします。5の「指定管理者制度導入の目的は、さらなる住民サービスの向上であり、単に第6次寒川町行政改革プランの達成としないこと。」につきましては、指定管理費は、平成27年度決算額に基づく平成29年度当初予算額を上限とし、現行以上の事業、住民サービスを向上することを要項、仕様書に明記し、安上がりな委託にならないよう指定管理選定委員会を所管する企画行革担当と調整を行いました。審査基準表では、大項目1の(3)、2の(2)、3の(2)、6の(1)、7の各項目が該当いたします。6の「指定管理者制度導入後、運営状況に対する評価を実施し、その評価の確認を行い、評価の透明性、客観性

を確保する観点から可能な限り外部の視点を取り入れた評価となるよう、適切な措置を講じ、その評価結果について公表するよう努めること。」に対しましては、利用者満足度調査、自己評価書を作成し、結果を業務に反映し報告することを仕様書に明記しております。調査、評価結果につきましては公表してまいります。審査基準表では、大項目3の(2)と(4)、6の(1)と(2)がこれに該当いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

(委員長) ただいまの説明に対しまして、何かご質問等ありますか。

<質問なし>

(委員長) それでは、最初の団体に入室していただきますので、事務局は準備してください。

各応募団体から提出された書類、また、当該書類に基づき行われたプレゼンテーションと質疑応答の内容については、団体の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから、非公開とします。

<寒川町情報公開条例第5条第2号該当>

## (2) 審査結果

(委員長) 会議を再開し、議題の(2)審査結果に入ります。事務局から集計結果の報告をお願いします。

(事務局) それでは、総合得点について、上位から順に応募者名と総合得点について報告いたします。

第1位は株式会社オーエンスで、得点が1,502点

第2位は日本環境マネジメント株式会社で、得点が1,468点

第3位は\_(団体名)\_で、得点が1,434点

第4位は\_(団体名)\_で、得点が1,147点

得点につきましては、1,935点満点における獲得点になります。以上です。

(委員長) ただいま事務局から報告がありました。つきましては、総合得点が1,502点で第1位の株式会社オーエンスを当委員会の審査結果といたします。よろしいでしょうか。

<委員同意>

審査結果につきましては、順位第1位と第2位の団体名を公表する旨、募集要項において周知していますが、第3位以下の団体名につきましては、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから、非公開とします。

<寒川町情報公開条例第5条第2号該当>

## (3) その他

(委員長) 最後に議題の「(3)その他」ですが、事務局より何かありますか。

(事務局) 本日決定いたしました審査結果につきましては、町長及び教育委員会に答申として報告のうえ、候補者としての決定を行い、候補者を含めた応募団体へ選定結果を通知するとともに、HPにて選定結果を公表します。

その後、最終的には、12月の町議会に上程し、議決後、基本協定締結へ向け

	<p>た調整や引継ぎ作業を行い、来年 4 月から指定管理者による管理運営を開始する運びとなっております。</p> <p>また、次回の会議ですが、10 月 31 日(月)の午前 10 時 30 分から午後 5 時までで、健康管理センターと図書館等の 2 案件の審査をお願いする形になります。本日、図書館等に関する資料をお渡しいたしました。分量が多いうえ、会議も長時間にわたりますことから、大変申し訳ありませんが、どうぞよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。</p> <p>(委員長) それでは、以上で第 1 回の会議を終了いたします。皆さま、お疲れ様でした。</p> <p><b>○閉会</b></p>
<p>配付資料</p>	<p>資料 1：委員名簿</p> <p>資料 2：平成 28 年度寒川町指定管理者選定委員会 プレゼンテーション進行表</p> <p>参考資料：寒川町立公民館条例の一部改正についてに対する附帯決議</p> <p>その他、各応募団体の申請書類（非公開）</p>
<p>議事録承認委員及び 議事録確定年月日</p>	<p>委員長 常盤 哲弘 (平成 28 年 11 月 10 日確定)</p>

## 寒川町指定管理者選定委員会

### ○委員構成

平成28年10月

学識経験者 < 条例第12条第3項第1号 >		
企業経営に識見を有する者 < 規則第2条第1項第1号 >		
公 認 会 計 士		
社会保険労務士		
行政運営に識見を有する者 < 規則第2条第1項第2号 >		
神奈川県 法学部 准教授		
まちづくり推進会議 の代表		
町職員 < 条例第12条第3項第2号 >		
副 町 長	常 盤 哲 弘	◎委員長
企 画 政 策 部 長	深 澤 文 武	○副委員長
総 務 部 長	小 島 輝 雄	
町 民 部 長	中 島 和 則	
福 祉 部 長	古 谷 雅 洋	
健 康 子 ども 部 長	野 崎 誠	
環 境 経 済 部 長	畑 村 正 樹	
都 市 建 設 部 長	黒 木 久	
拠 点 づ くり 部 長	伊 藤 研	
消 防 長	亀 山 浩	
議 会 事 務 局 長	新 藤 聡	
教 育 次 長	小 泉 聖	

### ○会議構成 < 規則第4条第2項 >

候補者の選定 に係る審査	公 募	学識経験者及び町職員の一部(副町長、企画政策部長、総務部長及び審査の対象となる公の施設を所管する部等の長)
	非公募	町職員
制度の運用に係る調査審議		町職員

※ 公募による候補者の選定において、プレゼンテーション対象団体(4団体)を決定するための事前書類審査…町職員

[注] 条例 … 寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例  
規則 … 寒川町指定管理者選定委員会規則

平成28年度 寒川町指定管理者選定委員会 プレゼンテーション進行表

○10月26日(水) 13:10~17:00

【選定施設】

寒川町民センター  
寒川町北部文化福祉会館・寒川町北部公民館  
寒川町南部文化福祉会館・寒川町南部公民館

13:10 ~ 13:30	委員委嘱式 施設概要等の説明・確認 評価方法等の説明・確認
応募者入室 (10分)	
1 13:40 ~ 14:10	
審査 & 応募者入れ替え (10分)	
2 14:20 ~ 14:50	
審査 & 応募者入れ替え (10分)	
3 15:00 ~ 15:30	
審査 & 応募者入れ替え (10分)	
4 15:40 ~ 16:10	
審査 & 応募者退室 & 審査結果の集計 (30分)	
~ 17:00	順位の決定

○10月31日(月) 10:30~17:00

午前の部(10:30~12:00)

【選定施設】

寒川町健康管理センター

10:30 ~ 10:50	施設概要等の説明・確認 評価方法等の説明・確認
応募者入室 (10分)	
1 11:00 ~ 11:30	社会福祉法人 寒川町社会福祉協議会
審査 & 応募者退室 & 審査結果の集計 (20分)	
~ 12:00	順位の決定

午後の部(13:10~17:00)

【選定施設】

寒川総合図書館・寒川文書館

13:10 ~ 13:20	施設概要等の説明・確認 評価方法等の説明・確認
応募者入室 (10分)	
1 13:30 ~ 14:00	
審査 & 応募者入れ替え (10分)	
2 14:10 ~ 14:40	
審査 & 応募者入れ替え (10分)	
3 14:50 ~ 15:20	
審査 & 応募者入れ替え (10分)	
4 15:30 ~ 16:00	
審査 & 応募者退室 & 審査結果の集計 (30分)	
~ 17:00	順位の決定

《プレゼンテーションに要する時間》

- 20分 応募者によるプレゼンテーション
- 10分 質疑応答
- 10分 審査 & 応募者入れ替え



議員提出議案第1号

議案第37号 寒川町立公民館条例の一部改正についてに対する附帯決議

上記の議案を会議規則第13条第1項及び第2項の規定により次のとおり提出する。

平成28年6月17日提出

## 同日原案可決

提出者	寒川町議会議員	太田	真奈美
賛成者	寒川町議会議員	杉崎	隆之
	同	吉田	悟朗
	同	中川	登志男
	同	小栗	裕治
	同	柳下	雅子
	同	藤沢	喜代治

上記は原本と相違ない

平成28年6月17日

高座郡寒川町議会議長 黒沢善行



議案第 37 号 寒川町立公民館条例の一部改正についてに対する附帯決議

寒川町立公民館への指定管理者制度の導入に際しては、次の点に留意することを求める。

- 1 指定管理者制度にスムーズに移行し、かつ、指定管理者との円滑な連携が図られるよう、町の体制を確保すること。
- 2 行政運営の効率化を図りつつ、現在行っているサービスの向上に努めるとともに、新たなサービスの充実を図り、多様化する住民ニーズに対応すること。
- 3 これまで公民館運営にご尽力をいただいた住民ボランティアや関係団体と連携を図ること。
- 4 職員の雇用にあたっては、現在雇用している臨時職員の採用に努めるとともに、地域雇用に配慮すること。
- 5 指定管理者制度導入の目的は、さらなる住民サービスの向上であり、単に第6次寒川町行政改革プランの達成としないこと。
- 6 指定管理者制度導入後、運営状況に対する評価を実施し、その評価の確認を行い、評価の透明性、客観性を確保する観点から可能な限り外部の視点を取り入れた評価となるよう、適切な措置を講じ、その評価結果について公表するよう努めること。

平成 28 年 6 月 17 日

神奈川県高座郡寒川町議会